

令和元年度 武蔵村山市 安心安全・エコ住宅等改修助成事業補助金 のご案内

《住宅用新エネルギー利用機器等設置費補助金編》

「家庭用蓄電池」

「住宅用強制循環式ソーラーシステム」

「住宅用自然循環式太陽熱温水器」

「住宅用CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器」 (エコキュート)

「住宅用潜熱回収型給湯器」 (エコジョーズ)

「住宅用ガス発電給湯器」 (エコウィル)

「家庭用燃料電池コージェネレーションシステム」 (エネファーム)

を設置した市民のかたへ

家庭からはじめよう
地球温暖化対策！



武蔵村山市

市では、地球温暖化対策の一環として、家庭から排出される二酸化炭素の削減を推進するため、住宅用新エネルギー利用機器等について、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に設置が完了し、又は設置済み住宅を購入した方で、**令和2年3月31日(火)までに申請**した方に、予算で定める額を限度として、その設置に要した費用の一部を補助します。

1 補助対象機器及び補助金額



下表のとおりとなります。**市内に事業所等を有する事業者（以下「市内業者」という。）から購入等をしたものを補助の要件としています。**

ただし、いずれも未使用のものに限り、かつ、既存の機器の一部として増設するもの、機器の更新であって新たに設置する機器が撤去する機器と同一のもの（例：エコジョーズからエコジョーズへの更新）及び既に市の補助金の交付決定を受けたものは補助対象外です。

なお、補助金の交付は、補助対象機器の欄の1区分につき1回限りとなります。また、2区分以上の補助対象機器を設置した場合は、その区分ごとの補助金額の合算額となります。

補助対象機器	補助金額
<p>【家庭用蓄電池】</p> <p>国が平成28年度以降実施する補助事業における対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているものであること。</p>	<p>20,000円に当該対象機器の最大出力値（kWを単位とし、小数点以下第2位を四捨五入）を乗じて得た額とし、100,000円を限度とする。</p>
<p>【住宅用強制循環式ソーラーシステム】</p> <p>集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯又は暖房を行う太陽熱利用システムであって、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの又はこれに準じた性能を持つと認められるものであること。</p>	<p>5,500円に当該補助対象機器の集熱器の面積(m²を単位とし、小数点以下第3位を四捨五入)を乗じて得た額とし、33,000円を限度とする。</p>
<p>【住宅用自然循環式太陽熱温水器】</p> <p>集熱部と貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯を行う太陽熱利用システムであって、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの又はこれに準じた性能を持つと認められるものであること。</p>	<p>3,000円に当該補助対象機器の集熱部の面積(m²を単位とし、小数点以下第3位を四捨五入)を乗じて得た額とし、12,000円を限度とする。</p>

補助対象機器	補助金額
<p>【住宅用 CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器】（エコキュート） 住居の用途に供する部分において使用する CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器であって、①又は②のいずれかに該当するものであること。</p> <p>① 一般社団法人日本冷凍空調工業会の JRA4050：2007R 規格に基づく年間給湯効率が 3.1 以上であること。ただし、次に掲げる機器にあっては、当該年間給湯効率が 2.7 以上であること。（使用地が塩害地向けの機種、薄型 2 缶タイプ、角型 1 缶タイプ、容量が 200 ℓ 以下の小容量タイプ、一体型タイプ、多機能タイプ）</p> <p>② 日本工業規格 C9220：2011 に基づく年間給湯保温効率が 2.7 以上又は年間給湯効率が 3.1 以上であること。ただし、次に掲げる機器については、年間給湯保温効率又は年間給湯効率が 2.4 以上であること。（薄型 2 缶タイプ、容量が 240 ℓ 未満の小容量タイプ、一体型タイプ、多機能タイプ）</p>	20,000 円
<p>【住宅用潜熱回収型給湯器】（エコジョーズ） 住居の用途に供する部分において使用する定格熱出力 58 kW 未満の潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器であって、日本工業規格 S2109 に基づく給湯部分の熱効率が 95% 以上であること。ただし、定格熱出力が 35 kW 以上のものにあつては、窒素酸化物の排出濃度が東京都低 NO_x・低 CO₂ 小規模燃焼機器認定要綱（平成 21 年 3 月 10 日付 20 環改大第 924 号）第 3 条第 1 項の認定基準を満たすものであること。</p>	10,000 円
<p>【住宅用ガス発電給湯器】（エコウィル） 住居の用途に供する部分において使用するガス発電給湯器であつて、ガスエンジンユニットの日本工業規格 B8122 に基づく発電及び排熱利用の総合効率が低位発電量基準で 80% 以上であること及び貯湯ユニット（排熱を回収できる貯湯槽をいう。）の容量が 90 ℓ 以上であること。</p>	20,000 円
<p>【家庭用燃料電池コージェネレーションシステム】（エネファーム） 住居の用途に供する燃料電池コージェネレーションシステムであつて、1 台当たりの発電能力が定格出力 0.5 kW から 1.5 kW までの間であつて、貯湯容量が 50 ℓ 以上の貯湯ユニットを有するもので、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであり、かつ、日本工業規格 C8823 に基づく総合効率が LHV 基準で 80% 以上であること。</p>	50,000 円

（注意）補助金額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2 補助対象者



下記フローで補助対象者に該当するか確認してください。

申請日現在において、市内に住所を有していて、住宅の所有者である。（所有者が2人以上いる場合は、共有者の同意があること。）

いいえ

はい

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に自ら居住する市内の住宅に **市内に事業所等を有する市内事業者から購入等をした** 未使用の補助対象機器を設置した。

又は

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に未使用の補助対象機器が設置済みの市内の住宅を購入した **（設置されている機器が市内に事業所等を有する市内事業者から購入等をしたものであること）**。

いいえ

「家庭用蓄電池」以外を申請する方

「家庭用蓄電池」を申請する方

はい

はい

国が平成28年度以降実施する補助事業における対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されている。

いいえ

はい

住宅の所有者全員が武蔵村山市の市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）を滞納していない。

いいえ

はい

補助対象機器について、この補助金の交付を受けていない。

いいえ

はい

補助対象者に該当します。

補助対象者に該当しません。

3 申請に当たって必要な書類

- ① 新エネルギー利用機器等設置費補助金交付申請書（市指定様式）
 - ② 設置した機器の仕様が分かる見積書、契約書、カタログ等又はその写し
 - ③ **機器の設置前、設置中、設置後の写真**
 - ④ 機器の設置に要した費用の領収書の写し（額の内訳が必要となる場合があります。）
 - ⑤ **家庭用蓄電池を設置した場合は、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されていることが分かる書類**
 - ⑥ 機器が設置された住宅を購入した場合は、当該住宅を購入した日及び設置されている機器が市内に事業所等を有する市内事業者から購入等をしたものであることが分かる書類
 - ⑦ 住民票の写し
 - ⑧ 武蔵村山市の市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）の納税を証明する書類
 - ⑨ その他市長が必要と認める書類
 - ⑩ 委任状（代理の方が申請をする場合）
- （注意）⑦、⑧については、この申請に係る資格審査に際し、住民登録、納税状況等について必要な書類を関係各課から収集することに同意する方は、省略できます。

4 申請方法



補助対象機器の設置が完了した後、「3申請に当たって必要な書類」をそろえ、市役所2階産業振興課へ提出してください（郵送等は不可）。申請には、機器の設置前、設置中、設置後の写真、**印鑑（シヤチハタ不可）**、振込先の口座番号が必要となります。

5 協力事項



補助対象機器を設置し、市の補助金の交付を受けた方については、補助対象機器の設置に伴う効果等を測定するため、必要に応じて売電量及び買電量に関するデータ等の提供やその他エネルギー使用量等に関するデータ等の提供をお願いします。

6 その他の注意事項

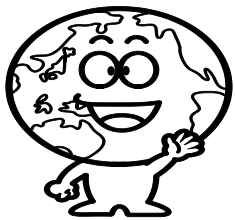


下記の注意事項を確認してください。

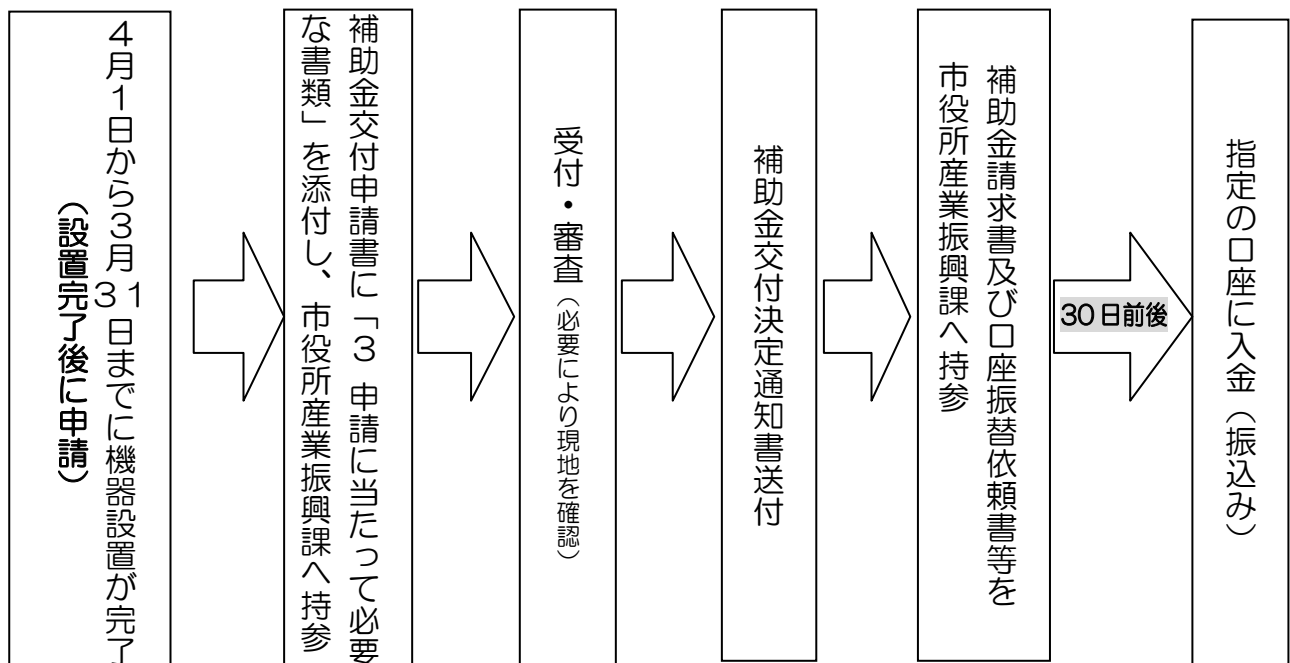
- 平成31年3月31日までに設置が完了したものは補助対象外です。
- 市内に事業所等を有する事業者（以下「市内業者」という。）から購入等をしたもの（補助対象機器が設置済の住宅を購入した場合は、設置されている機器が市内業者から購入等をしたもの）を補助の要件としています。
- 設置する機器は未使用であることが必要です。
- 既存の機器の一部として増設するもの、機器の更新であって新たに設置する機器が撤去する機器と同一のもの（例：エコジョーズからエコジョーズへの更新）及び既に市の補助金の交付決定を受けたものは補助対象外です。
- 必要に応じ現地調査を行います。
- 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき又は補助金交付要綱の規定に違反したときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を求める場合があります。

※代理で補助金の申請をされる方は、委任状が必要です。

7 補助金交付フロー



補助対象機器を設置してから補助金が入金（振込み）されるまでの流れになります。



8 補助制度のQ&A



みなさんのご質問にお答えします。その他の内容は、市役所産業振興課へお問合せください。

Q 補助対象機器を設置した建売住宅を販売していますが、販売業者が補助金の交付を受けることはできますか？

A いいえ。補助金の交付を受けることができるのは、当該住宅を購入した市民の方です。販売業者は補助金の交付を受けることはできません。

Q 市内に住所があり、市内の賃貸アパートを経営しています。オーナーである私が、このアパートに補助対象機器を設置した場合、補助金の交付申請をすることができますか？

A いいえ。賃貸住宅等の所有者や管理者が補助対象機器を設置した場合、補助金の交付申請をすることはできません。ただし、一つの建物内に、個人住宅、店舗、事務所又は賃貸住宅等の併用部分がある併用住宅や複数の個人住宅が集合している集合住宅等においては、自己が所有する居住に用いるための個人住宅で、現に居住している方は対象となります。

Q 二世帯住宅に住んでいるのですが、一階が両親の住居、二階が私たちの住居になっています。それぞれの世帯に別々の住宅用潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）を設置したのですが、両世帯とも補助金の交付申請をすることができますか？

A 電気メーターが世帯別に設置されており、電力会社との電気受給契約も世帯別に締結していれば補助金の交付申請をそれぞれの世帯ですることは可能です。また、他の補助対象機器についても、電気、ガス、水道等、世帯別にメーター等が設置されている場合、それぞれの世帯で補助金の交付申請をすることは可能です。詳しくは、市役所産業振興課へお問合せください。

Q 太陽光発電システムと強制循環式ソーラーシステムが一体となった機器を設置したのですが、補助金の交付申請をすることはできますか？

A はい。補助対象機器のみの補助金の交付申請を行うことができます。

Q 補助金交付申請に当たって必要な書類に「住民票の写し」と「市税の納税証明書」とありますが、省略することはできないのですか？

A 申請に係る資格審査に際し、住民登録、納税状況等について必要な資料を関係各課から収集することに同意いただければ、省略することができます。この場合、申請書裏面の同意欄に署名、押印をお願いします。

なお、納税状況等書類の収集について同意をいただいた場合であっても、他の区市町村から転入等された方については、納税証明書の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

9 東京都の補助金（家庭におけるエネルギー利用の

高度化促進事業、燃料電池自動車の導入促進事業）等について

クール・ネット東京 東京都地球温暖化防止活動推進センター

03-5990-5061

<https://www.tokyo-co2down.jp/>

お問合せ先

武蔵村山市役所 協働推進部 産業振興課

商工係 042-565-1111 内線：227

HP: <http://www.city.musashimurayama.lg.jp/kurashi/sangyou/index.html>